

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)(以下、「細則」という。)に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、参加要件を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2020年9月10日

独立行政法人国際協力機構
北海道センター 契約担当役 所長 斉藤 顕生

調達管理番号	20c00461000000
調達件名	地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加(D)
業務種別	業務委託契約-本邦研修員受入事業-課題別研修
仕様等	業務仕様書による
履行期間	2020年11月上旬～2021年3月中旬(予定) ※ 2021年度に当該研修員を対象とした来日研修を実施する。詳細については JICA 担当者と協議の上決定。
選定方法	参加意思確認公募(詳細は公示(研修委託業務仕様書含む)による
特定者	一般社団法人日本国際協力センター
競争参加資格	【事業委託契約-本邦研修員受入事業】公告・公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。または、当機構の審査により同等の資格を有すると認められたもの。 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。 その他、細則参加資格および業務仕様書に記載の応募要件に該当すること
競争参加資格 確認申請期限	2020年9月23日(水)午後5時
契約担当部署	北海道センター研修業務課 石田 由香理/杉岡 李乃 電話:011-866-8393 メールアドレス: Ishida.Yukari@jica.go.jp

	Sugioka.Rino@jica.go.jp
その他	その他詳細は業務仕様書による
独立行政法人 国際協力機構 契約事務取扱 細則参加資格	以下のいずれにも該当しないこと (1)当該契約を締結する能力を有しない者 (2)破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (3)独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者 (4)独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
情報の公表について	本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報(法人、個人、団体名(共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様)を含む)の公表に同意したものとみなします。 機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。 「公共調達 の適正化に係る契約情報の公表について」 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html

以上

2020年度課題別研修「地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる 障害者の社会参加(D)」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構北海道センター(以下、「JICA 北海道」という。)は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、障害者支援に携わる中央政府及び地方政府の行政官、障害者団体を含む NGO 職員に対して、地域社会に根差したインクルーシブアプローチによる障害者の社会支援及び北海道の実践を紹介することにより、参加者が自国での障害者支援に必要な知識や技術にかかる研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般財団法人日本国際協力センター(以下、「特定者」という。)を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、2017年度に課題別研修「地域社会に根差したリハビリテーション(CBR)及び地域社会に根差したインクルーシブな開発(CBID)の導入研修」を共同企業体の代表として受託し、対象国の地域社会に根差したリハビリテーション(CBR)及び地域社会に根差したインクルーシブな開発(CBID)の導入に資する講義、視察、実習及び研修員の理解の促進を含む研修事業を円滑に実施した経験を有します。

さらに、北海道において障害者、高齢者を地域で支援しつつ、地域の活性化を行う社会福祉法人とのネットワークを有していると共に、JICA の研修事業に関する知見も豊富であることから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 案件名:地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加(D)
- (2) 担当部署:JICA 北海道 研修業務課
- (3) 案件概要:研修委託業務概要(別添)のとおり
- (4) 実施期間:2020年度
- (5) 契約履行期間:2020年11月上旬～2021年3月中旬まで(遠隔研修、予定)

2 応募要件

(1) 基本的要件:

- ① 公示日において、令和 01・02・03 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。なお、全省庁統一資格保持者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。
- ② 一般契約事務取扱細則第 4 条第 1 項の規定に該当しない者。
具体的には、会社更生法(平成 14 年法律第 154 条)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 条)の適用の申し立てを行い、再生計画又は再生計画が発効しない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規定」(平成 20 年 10 月 1 日規定(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。
 - ・資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - ・資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。
- ⑤ 以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、関心表明書兼業務指示書等配布依頼書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれの条項にも該当することはないことを条件とします。具体的には、関心表明書兼業務指示書等配布依頼書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、関心表明書兼業務指示書等配布依頼書を無効とします。

ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。)である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 号第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益

を凶る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件:

- ① 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- ② 2020 年度案件については遠隔研修の実施に加え、2021 年度に来日研修を実施する。今般の契約は 2020 年度中に実施する遠隔研修分とし、来日研修については別途契約とする。詳細については、対象国及び日本国内の COVID-19 の感染状況等を鑑み、JICA 担当者と協議の上最終決定することとする。

3 手続きのスケジュール

(1)参加意思確認書の提出	提出期間	2020 年 9 月 10 日(木)午前 10 時から 2020 年 9 月 23 日(水)午後 5 時まで
	提出場所	JICA 北海道 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書、2応募要件に求められる実績等を証明する資料(写し可)
	提出方法	持参または郵送(書留としてください)
(2)審査結果の通知	通知日	2020 年 9 月 30 日(水)
	通知方法	メール
(3)応募要件無しの理由請求	請求場所	JICA 北海道 研修業務課
	請求方法	メール
	請求締切日	2020 年 10 月 7 日(水)
	回答予定日	2020 年 10 月 14 日(水)
	回答方法	メール

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書及び添付書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たすものがない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争を行います。その場合の、日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体の結成：認めます。

以上

2020 年度課題別研修「地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加(D)」研修委託契約 業務概要

1. 当該研修コースの概要

- (1) 研修コース名
地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加(D)
 - (2) 技術研修期間(予定)
遠隔研修:2021年1月中旬～2021年1月下旬(一週間程度)
来日研修:2021年度に実施
 - (3) 研修目的(案件目標)
障害者の社会参加を推進するため、生計向上を初めとした行政や地域、民間団体の連携による支援体制や地域資源を活用した取組みにつき学び、自国で実践可能な具体的計画(アクションプラン)を策定する。
 - (4) 研修の到達目標(単元目標)
 - ① 日本において障害者の社会参加と生計向上のために行政、NGO および当事者団体が実施している取組みについて、各機関の役割やネットワークの仕組と機能を理解するとともに、研修員の所属組織の課題が整理される。
 - ② 地域資源を効果的に活用した障害者の生計向上等社会参加に関する実践例の分析により、自国で適用可能な取組みが整理される。
 - ③ 障害者の社会参加に関する自国で実践可能な具体的な計画(アクションプラン)を策定する。
 - (5) 研修内容
世界的な COVID-19 の感染拡大の影響により、研修員の国を越えた移動が困難であることから、2020 年度についてはオンラインを活用した遠隔研修を実施、2021 年度に当該研修員を対象に来日研修を実施することとする。研修受託機関はその企画、運営方法について、JICA 担当者と協議の上、実施に向けた調整を行うこととする。
- 1) 遠隔研修(2021年1月中旬～2021年1月下旬、1週間程度)
3)のプログラム内容(案)のうち、案件目標達成のため遠隔での実施が有効と考えられる内容について、講義、討議、演習、レポート作成、動画視聴等適切な手法を用い、研修員の理解を促す。

2) 来日研修(2021年度)

3)のプログラム内容(案)について、2021年度の研修と合同で来日でのプログラムを実施する。来日研修においても、講義、討議、演習、レポート作成、視察等適切な手法を用いることとする。

3) プログラム内容(案)

- ・ 日本及び北海道の社会福祉政策及び現状の理解
- ・ 障害の社会モデルの理解に基づいた問題分析の視点の習得
- ・ 地域社会に根差したリハビリテーション(CBR)、地域社会に根差したインクルーシブな開発(CBID)を行うための地域社会に根差したアプローチの考え方と実践の理解
- ・ CBR マトリックスを基礎とした CBR の実施内容の理解
- ・ 当事者による自立生活の実践と障害者の権利の理解
- ・ 上記の学びに基づき、北海道における地域での障害者の支援を通じた地域づくりの実践の見学と分析
- ・ 研修で得た知見を活かした帰国後の行動計画の作成

4) 当機構が実施するプログラム

① 遠隔研修

- プログラム・オリエンテーション
技術研修の開始に際し、コースの目的、日程、内容及び方法等について説明する。
- 評価会
研修の終了に際し、研修全般の効果を確認し、また今後の研修改善の参考資料とするため、研修員から研修の内容、その他について意見を聴取する。

② 来日研修

来日研修では、①のプログラムに加え、以下のプログラムも実施する。

- 集合ブリーフィング
来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。
- ジェネラル・オリエンテーション
技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

(6) 研修員

1) 定員:4名

2) 研修対象国:4ヶ国(ベナン、コモロ、ガボン、ニジェール)

研修対象組織:障害者の就労支援や生活支援を含む社会参加支援を担う行政機関(中央省庁、地方自治体)、NGO、障害当事者団体

3) 対象者:

① 上記対象組織にて障害者の就労や生計向上を含む社会参加支援を担当する者

② 障害者の社会参加、生計向上、自立支援分野で3年以上の実務経験を有する者

③ 大卒または同等

※ 障害当事者の参加を奨励

2. 委託業務の内容

(1) 契約期間(予定)

2020年度:2020年11月上旬~2021年3月中旬まで(遠隔研修、予定)

2020年度研修員を対象とした来日研修についてはJICA担当者と協議の上決定。

(2) 業務(研修)実施方法

主に下記の手法を用い、遠隔での研修を実施する。実施にあたり、対象国と日本の時差、及び対象国のインターネット環境を考慮の上、適切な手法を選択することとする。

1) 講義

テキスト・レジュメ等を準備し、研修員らがインターネット上で受講できるように講義を視聴覚教材として作成するか、ライブ配信を行う。その際、講義毎もしくは単元毎の確認問題、またはミニレポートの作成・発表等を設定することで研修員の理解を高めるよう工夫する。なお、これらの録画・編集・翻訳等が必要な場合には、JICA担当者と協議の上、再委託も可とする。

2) 討議・演習

講義との関連性を重視し、テキスト及び講義映像等を参照しながら学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫する。更に、参加国のインターネット環境も踏まえつつ、講師と研修員または研修員間の双方向の交

流、質疑応答の機会を設定し、遠隔研修であっても、修了後の実務に役立つことを目指す。

3) レポート作成・発表

各レポートの作成・発表に当たっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、併せて修了後の問題解決能力を高めるよう努める。

(3) 詳細

1) 遠隔研修

- ・ 日程・研修カリキュラムの作成・調整
- ・ 研修実施に必要な経費の見積り及び経費処理
- ・ 研修実施要領の確認(評価項目・評価基準の策定)
- ・ 研修員選考会への出席
- ・ JICA 北海道、その他関係機関との連絡・調整
- ・ 講師の選定・確保
- ・ 講師への講義依頼文書の発出
- ・ 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- ・ 教材の選定と準備(翻訳または吹替の業務含む)
- ・ 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- ・ 講義を録画する場合の必要な使用機材等の確認、または再委託に関する JICA との協議、手配業務
- ・ 講義テキスト(動画)・資機材・参考資料の準備(使用言語への翻訳含む)・確認・アップロード
- ・ 講義映像の作成及び編集、ポータルサイト等へのアップロード
- ・ インターネットを活用した双方向型のコミュニケーション方法の検討、研修員への周知、補助
- ・ インターネット上のコミュニケーションツールを活用したワークショップ、演習等の検討、実施
- ・ 講師謝金の支払い
- ・ 講師への旅費・交通費の支払い
- ・ 講師(又は所属先)への礼状の作成・送付
- ・ 研修監理員との調整・確認
- ・ プログラム・オリエンテーションの実施(またはオリエンテーション動画の作成、ポータルサイト等へのアップロード)
- ・ 研修の運営管理とモニタリング(ウェブまたはメールベースを想定)

- ・ 研修員の技術レベルの把握(ウェブまたはメールベースで個別面接の実施等)
- ・ 各種オンライン発表会の準備・実施
- ・ 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- ・ 研修員からの技術的質問への回答
- ・ 評価会(Web、またはメールベースでの聞き取り)への出席、実施補佐
- ・ 反省会への出席
- ・ 講義の評価

※ 2020 年度は遠隔研修のため、研修旅行の実施は想定しないが、動画配信による視察先の紹介を含む可能性あり

2) 来日研修

- ・ 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- ・ 講師・見学先・実習先の選定
- ・ 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- ・ 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- ・ 講師・見学先への連絡・確認
- ・ JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- ・ 講義室・会場等の手配
- ・ 使用資機材の手配
- ・ テキストの選定と準備(翻訳・印刷業務含む)
- ・ 講師への参考資料(テキスト等)の送付
- ・ 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- ・ 講師・見学先への手配結果の報告
- ・ 研修監理員との連絡調整
- ・ プログラム・オリエンテーションの実施
- ・ 研修員の技術レベルの把握
- ・ 研修員作成の技術レポート等の評価
- ・ 研修員からの技術的質問への回答
- ・ 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- ・ 評価会、技術討論会(各種レポート発表会含む)の準備、出席
- ・ 閉講式実施補佐
- ・ 研修監理員からの報告聴取

- ・ 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- ・ 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- ・ 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

(4) 研修受託上の工夫

遠隔研修では対象国と日本の時差、及び対象国のインターネット環境を考慮の上、案件目標を効果的に達成するための適切な手法を選択すること。

3. 留意事項

- 本研修コース実施にあたって、仏語の研修監理員を当機構より配置予定です。研修監理員は、講義、演習・実習及び見学・研修旅行時の通訳を兼務します。
- 研修員及び同行者(上限1名)の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行いません。
- 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性もあります。
- 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドラインについては、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以上

参加意思確認書(例)

独立行政法人国際協力機構
北海道センター 契約担当役
所長 斉藤 顕生 殿

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2020年度課題別研修「地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加(D)」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加確認書を提出します。

記

1 組織概要

※組織概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)。

2 応募要件

(1) 基本的要件:

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有する場合、同資格審査結果通知書(写)を添付してください。

同資格審査結果通知を有していない場合は、次の書類を添付してください。

- ・登記事項証明書(写)(法務局発行の「履行事項全部証明書」、発効日から 3 ヶ月以内のもの)
- ・財務諸表(直近 1 ヶ年分、法人名及び決算期間が記載されていること)
- ・納税証明書(その 3 の 3、発効日から 3 ヶ月以内のもの)(写)

(2) その他の要件:

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況がわかる証明書を提出してください。

以上